

住宅用家屋証明に関わる手引き

担 当 課：館山市総務部

税務課資産税係

電 話：0470-22-3261

- 1 この申請書で請求できる証明は **住宅用家屋証明** です。
住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の軽減に使います。
- 2 申請方法
申請者の住所・氏名を記入し、押印してください。
代理者が申請する場合は申請者・代理者の住所・氏名を記入し、代理者の押印をしてください。
申請書は1部提出です。
家屋の建築確認通知書及び検査済証等を持参してください。
特定認定長期優良住宅の認定を受けている場合は認定通知書の原本と写しを併せて持参してください。
申請者が既に家屋の所在地への住民票の転入手続を済ませている場合は住民票の写しを持参してください。入居年月日が予定の場合は申立書他確認書類が必要となります。
担当課で書類確認後、市民課受付で住宅用家屋証明書の交付を受けてください。
- 3 住宅用家屋の要件
昭和57年1月1日以降に建築されたもの
上記以外の住宅で住宅性能評価機関の耐震基準適合証明書が交付されたもの。
個人が自己の居住の用に供する家屋であり、家屋の床面積が50㎡以上であること
- 4 手数料
1件 1,300円（市民課の窓口でお支払いただきます。）
- 5 その他
家屋の新築又は取得後1年以内に登記をしてください。
- 6 申請窓口
館山市役所1階 税務課 資産税係